

令和 4 年 11 月 30 日

令和 4 年度 栃木 県 議会
第 390 回 通常 会 議 議 案 (1)

令和4年度栃木県議会 第390回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和4年度栃木県一般会計補正予算（第7号）	4
第2号議案	令和4年度栃木県一般会計補正予算（第8号）	7
第3号議案	栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について	12
第4号議案	栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例の制定について	37
第5号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	41
第6号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	80
第7号議案	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	81
第8号議案	栃木県部設置条例等の一部改正について	83
第9号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	87
第10号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	90
第11号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について	104
第12号議案	栃木県個人情報保護条例の廃止等について	117
第13号議案	栃木県収用委員会委員及び予備委員の任命同意について	123
第14号議案	当せん金付証票の発売について（全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじ）	124

第15号議案	当せん金付証票の発売について（地域医療等振興自治宝くじ）	125
第16号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）	126
第17号議案	工事請負契約の締結について（主要地方道西那須野那須線那珂川橋（仮称）鋼橋上部工建設工事）	127
第18号議案	工事請負契約の締結について（3・4・8号片岡西通り函渠建設工事）	128
第19号議案	工事請負契約の変更について（栃木県立足利高等学校新校校舎新築工事）	129
第20号議案	工事請負契約の変更について（栃木県立足利高等学校新校体育館新築工事）	130
第21号議案	県道路線の変更について	131
第22号議案	栃木県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する同意について	132
第23号議案	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期目標を定めることについて	133
報告第1号	知事の専決処分事項報告について	134

第1号議案

令和4年度栃木県一般会計補正予算（第7号）

令和4年度栃木県の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,064,466,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		190,135,427	740,000	190,875,427
	2 国庫補助金	143,422,695	740,000	144,162,695
歳入合計		1,063,726,140	740,000	1,064,466,140

歳 出					(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
7 商 工 費		193,660,130	740,000	194,400,130	
	2 観 光 費	13,660,670	740,000	14,400,670	
歳 出 合 計		1,063,726,140	740,000	1,064,466,140	

第2号議案

令和4年度栃木県一般会計補正予算（第8号）

令和4年度栃木県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,160,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,067,626,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和4年11月30日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		190,875,427	2,393,050	193,268,477
	2 国庫補助金	144,162,695	2,393,050	146,555,745
13 繰越金		3,876,506	767,750	4,644,256
	1 繰越金	3,876,506	767,750	4,644,256
歳入合計		1,064,466,140	3,160,800	1,067,626,940

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		129,149,364	3,160,800	132,310,164
	1 公 衆 衛 生 費	63,524,033	3,160,800	66,684,833
歳 出 合 計		1,064,466,140	3,160,800	1,067,626,940

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高 等 学 校 校 舎 等 整 備 費	55,970
		高 等 学 校 防 火 施 設 整 備 費	23,877
		高 等 学 校 校 舎 等 維 持 管 理 費	1,746,743
	5 特 別 支 援 学 校 費	特 別 支 援 学 校 校 舎 等 維 持 管 理 費	581,781

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 と 緑 の 南 摩 の 里 整 備 事 業	令和5年度から令和6年度まで	1,300,000
家 畜 疾 病 経 営 維 持 資 金 利 子 補 給	令和5年度から令和11年度まで	1,107

第3号議案

栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 栃木県立美術館及び栃木県立博物館（以下「美術館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、美術館等のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に本則各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により栃木県教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により栃木県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該法令等の規定に相当する法令、条例又は規則の規定により知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（栃木県文化財保護条例の一部改正）

- 3 栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（財産権の尊重及び他の公益との調整） 第3条 <u>知事</u> は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに	（財産権の尊重及び他の公益との調整） 第3条 <u>栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u> は、この条例の執行に <u>当</u> ては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに

に、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 知事は、県内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、知事は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「占有者」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、知事は、あらかじめ、別に定める栃木県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4・5 略

6 第1項の規定による指定をしたときは、知事は、当該県指定有形文化財の所有者又は所有者の代表に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、知事は、その旨を県公報で告示するとともに、県指定有形文化財の所有者及び占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに県指定有形文化財の指定書を知事に返付しなければならない。

(所有者又は占有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者又は占有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び知事の指示に従い、県指定有形文化財

に、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、県内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「占有者」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める栃木県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4・5 略

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者又は所有者の代表に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、県指定有形文化財の所有者及び占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知をうけたとき及び前項の規定による通知をうけたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者又は占有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者又は占有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財

を管理しなければならない。

2 略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 略

(所有者又は管理責任者の変更)

第7条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は旧所有者に対して交付された指定書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。この場合、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、指定書を添えて届け出なければならない。

(滅失及び毀損)

第8条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

(管理又は修理の補助)

第11条 略

2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、指揮監督することができる。

を管理しなければならない。

2 略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 略

(所有者又は管理責任者の変更)

第7条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は旧所有者に対して交付された指定書を添えてすみやかに教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、指定書を添えて届け出なければならない。

(滅失及びき損)

第8条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合はこの限りでない。

(管理又は修理の補助)

第11条 略

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条の2 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関し条例又は規則に違反したとき。
- (2)・(3) 略

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県指定有形文化財の管理が適当でないため、当該県指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、知事は、所有者又は管理者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 県指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(現状変更等の制限)

第13条 県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 知事は第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、知事は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出)

第14条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらか

(補助金の返還等)

第11条の2 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関し条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2)・(3) 略

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県指定有形文化財の管理が適当でないため、当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(現状変更等の制限)

第13条 県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出)

第14条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらか

じめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は前項の届出に係る修理に関し指導と助言を与えることができる。

第16条 知事は、県指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、知事の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 知事は、県指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3・4 略

5 知事は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 知事は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 略

(調査)

第18条 知事は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基づく知事の勧告、指示その他の処分について旧所有者の権利義務を承継するものとする。

(指定)

第20条 知事は、県内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」とい

じめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行なう場合はこの限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は前項の届出に係る修理に関し指導と助言を与えることができる。

第16条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行なう公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3・4 略

5 教育委員会は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 略

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基づく教育委員会の勧告、指示その他の処分について旧所有者の権利義務を承継するものとする。

(指定)

第20条 教育委員会は、県内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」とい

う。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、知事は、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、知事は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 略
- 5 知事は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 略
- 7 第2項及び第5項の規定による認定をしたときは、知事は当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第21条 県指定無形文化財が、県指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、知事はその指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、知事はその認定を解除することができる。
- 3～5 略
- 6 前項の場合には、知事はその旨を県公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事はその旨を県公報で告示しな

う。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 略
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 略
- 7 第2項及び第5項の規定による認定をしたときは、教育委員会は当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第21条 県指定無形文化財が、県指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会はその指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会はその認定を解除することができる。
- 3～5 略
- 6 前項の場合には、教育委員会はその旨を県公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会はその旨を県公報で告示しな

なければならない。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。

(保存)

第23条 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適切な措置を行うものとする。

2・3 略

(公開)

第24条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 知事は、県内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

なければならない。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。

(保存)

第23条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適切な措置を行なうものとする。

2・3 略

(公開)

第24条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 教育委員会は、県内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、知事は、当該県指定無形民俗文化財の保存団体（県指定無形民俗文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定することができる。

3～6 略

（解除）

第27条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなると認められる場合その他特殊の事由があるときは、知事は、その認定を解除することができる。

3～8 略

9 第7項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、知事は、その旨を県公報で告示しなければならない。

10 保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。）は、保存団体の認定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県公報で告示しなければならない。

（県指定有形民俗文化財の保護）

第28条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

（県指定無形民俗文化財の保存）

第29条の2 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に

2 前項の規定による県指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、教育委員会は、当該県指定無形民俗文化財の保存団体（県指定無形民俗文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定することができる。

3～6 略

（解除）

第27条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなると認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3～8 略

9 第7項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を県公報で告示しなければならない。

10 保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。）は、保存団体の認定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示しなければならない。

（県指定有形民俗文化財の保護）

第28条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

（県指定無形民俗文化財の保存）

第29条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に

要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(県指定無形民俗文化財及びその記録の公開)

第29条の3 知事は、県指定無形民俗文化財の保存団体に対し県指定無形民俗文化財の公開を、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第29条の4 知事は、県指定無形民俗文化財の保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第30条 知事は、県内に存する県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財(法第91条において準用する法第77条第1項の規定により文化庁長官が選択したものを除く。)のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2～4 略

(指定)

第31条 知事は、県内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを栃木県指定史跡、栃木県指定名勝又は栃木県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 略

(解除)

第32条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

2・3 略

要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(県指定無形民俗文化財及びその記録の公開)

第29条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存団体に対し県指定無形民俗文化財の公開を、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第29条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第30条 教育委員会は、県内に存する県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財(法第91条において準用する法第77条第1項の規定により文化庁長官が選択したものを除く。)のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2～4 略

(指定)

第31条 教育委員会は、県内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを栃木県指定史跡、栃木県指定名勝又は栃木県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 略

(解除)

第32条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2・3 略

(管理団体による管理及び復旧)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第40条において準用する第6条第2項の規定により選任された管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、知事は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の指定をするには、知事は、あらかじめ指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3～5 略

(管理団体の解除)

第34条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊な事由があるときは、知事は管理団体の指定を解除することができる。

2 略

(標識等の設置)

第36条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、知事の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。

(土地所在等の異動)

第37条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第40条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合はその者）又は管理団体は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第38条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその

(管理団体による管理及び復旧)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第40条において準用する第6条第2項の規定により選任された管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行なわせることができる。

2 前項の指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3～5 略

(管理団体の解除)

第34条 前条第1項に規定した事由が消滅した場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は管理団体の指定を解除することができる。

2 略

(標識等の設置)

第36条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、教育委員会の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地所在等の異動)

第37条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第40条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合はその者）又は管理団体は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第38条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその

保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 略

(選定)

第40条の3 知事は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区（法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものを除く。）の区域の全部又は一部で県にとって重要なものを栃木県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定をするには、知事は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 3 略

(解除)

第40条の4 知事は、県選定伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2・3 略
- 4 前項の場合には、知事は、その旨を県公報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知しなければならない。

(選定)

第40条の6 知事は、県内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを栃木県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

- 2・3 略

保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 略

(選定)

第40条の3 教育委員会は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区（法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものを除く。）の区域の全部又は一部で県にとって重要なものを栃木県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 3 略

(解除)

第40条の4 教育委員会は、県選定伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2・3 略
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知しなければならない。

(選定)

第40条の6 教育委員会は、県内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを栃木県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

- 2・3 略

(解除)

第40条の7 知事は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 保持者が死亡したとき、又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、保持者又は保存団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保存団体の全てが解散したときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県公報で告示しなければならない。

(保存)

第40条の9 知事は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとする。

2・3 略

(保存に関する指導又は助言)

第40条の10 知事は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第41条 削除

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第45条 第13条又は第38条の規定に違反して、知事の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは

(解除)

第40条の7 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 保持者が死亡したとき、又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、保持者又は保存団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保存団体のすべてが解散したときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示しなければならない。

(保存)

第40条の9 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとする。

2・3 略

(保存に関する指導又は助言)

第40条の10 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第41条 この条例の規定により教育委員会に提出すべき届書その他の書類は、市町村教育委員会を経由するものとする。

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第45条 第13条又は第38条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは

県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は知事の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金若しくは料料に処する。

県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金若しくは料料に処する。

(栃木県文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栃木県立美術館条例の一部改正)

5 栃木県立美術館条例(昭和47年栃木県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 美術館の特別展(常設展以外の美術資料の展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において、<u>知事</u>が特別展開催の<u>都度</u>所要経費を勘案して定める額の観覧料を納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(撮影等の許可及び料金)</p> <p>第5条 学術研究等のため、美術館に展示され、又は保管されている美術資料の撮影、模写又は模造等をしようとする者は、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,360円の範囲内で<u>知事</u>が定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p> <p>(観覧料等の不還付)</p> <p>第6条 <u>既に</u>納付された観覧料又は撮影等料金は、返還しない。ただし、<u>知事</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(観覧料等の免除)</p> <p>第7条 <u>知事</u>は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 美術館の特別展(常設展以外の美術資料の展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において、<u>教育委員会</u>が特別展開催の<u>つど</u>所要経費を勘案して定める額の観覧料を納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(撮影等の許可及び料金)</p> <p>第5条 学術研究等のため、美術館に展示され、又は保管されている美術資料の撮影、模写又は模造等をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,360円の範囲内で<u>教育委員会</u>が定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p> <p>(観覧料等の不還付)</p> <p>第6条 <u>すでに</u>納付された観覧料又は撮影等料金は、返還しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(観覧料等の免除)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金の全部又は一部を免除することができる。</p>

<p>(観覧の拒否等)</p> <p>第8条 <u>知事</u>は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等美術館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対し、観覧を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(観覧の拒否等)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等美術館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対し、観覧を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
--	--

(栃木県文化財保護審議会条例の一部改正)

- 6 栃木県文化財保護審議会条例（昭和51年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、<u>栃木県文化財保護審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>知事</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>知事</u>に建議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>知事</u>が委嘱する。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 審議会に、<u>規則</u>で定めるところにより、部会を置くことができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、<u>栃木県教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）に<u>栃木県文化財保護審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 審議会に、<u>教育委員会規則</u>の定めるところにより、部会を置くことができる。</p>

<p>(規則への委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、<u> </u>規則で定める。</p>	<p>(教育委員会規則への委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>
---	--

(栃木県立博物館条例の一部改正)

- 7 栃木県立博物館条例（昭和57年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(観覧料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 博物館において特別の企画による展示が行われている場合に、当該展示に係る博物館資料を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において知事<u> </u>が当該展示に係る所要経費を勘案して定める額の観覧料を納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(撮影等の許可及び料金)</p> <p>第5条 学術研究等のため、博物館に展示され、又は保管されている博物館資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、知事<u> </u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,360円の範囲内で<u>規則</u><u> </u>で定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p> <p>(観覧料等の不還付)</p> <p>第6条 既に納付された観覧料又は撮影等料金は、還付しない。ただし、知事<u> </u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(観覧料等の免除)</p> <p>第7条 知事<u> </u>は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(入館の拒否等)</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 博物館において特別の企画による展示が行われている場合に、当該展示に係る博物館資料を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において<u>教育委員会</u>が当該展示に係る所要経費を勘案して定める額の観覧料を納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(撮影等の許可及び料金)</p> <p>第5条 学術研究等のため、博物館に展示され、又は保管されている博物館資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,360円の範囲内で<u>教育委員会規則</u>で定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p> <p>(観覧料等の不還付)</p> <p>第6条 既に納付された観覧料又は撮影等料金は、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(観覧料等の免除)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(入館の拒否等)</p>

第8条 知事_____は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を求めることができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則_____で定める。

第8条 教育委員会は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を求めることができる。

(教育委員会規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(栃木県埋蔵文化財センター条例の一部改正)

- 8 栃木県埋蔵文化財センター条例（平成3年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(規則への委任)	(教育委員会規則への委任)
第4条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、規則_____で定める。	第4条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 9 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第10項の規定によりみなして適用する同条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項_____の _____の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。
別表第1 （第2条、第3条関係）	別表第1 （第2条、第3条関係）
1～6の2 略	1～6の2 略
6の3 <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u>	
(1) <u>法第31条第3項の規定による届出の受理及び知事</u>	
市町	

への送付（以下「受理等」という。）

- (2) 法第32条の規定による届出の受理等
- (3) 法第33条の規定による届出の受理等
- (4) 法第34条の規定による届出の受理等
- (5) 法第43条第1項の規定による許可の申請の受理等
- (6) 法第43条の2第1項の規定による届出の受理等
- (7) 法第44条の規定による許可の申請の受理等
- (8) 法第46条第1項の規定による申出の受理等
- (9) 法第53条第1項の規定による許可の申請の受理等
- (10) 法第60条第4項において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等
- (11) 法第60条第4項において準用する法第32条の規定による届出の受理等
- (12) 法第61条の規定による届出の受理等
- (13) 法第62条の規定による届出の受理等
- (14) 法第64条第1項の規定による届出の受理等
- (15) 法第65条第1項の規定による届出の受理等
- (16) 法第73条の規定による届出の受理等
- (17) 法第80条において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等
- (18) 法第80条において準用する法第32条の規定による届出の受理等
- (19) 法第80条において準用する法第33条の規定による届出の受理等
- (20) 法第80条において準用する法第34条の規定による届出の受理等
- (21) 法第81条第1項の規定による届出の受理等
- (22) 法第82条の規定による許可の申請の受理等
- (23) 法第83条において準用する法第46条第1項の規定による申出の受理等
- (24) 法第84条第1項の規定による届出の受理等

- (25) 法第90条第3項において準用する法第60条第4項において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等
- (26) 法第90条第3項において準用する法第60条第4項において準用する法第32条の規定による届出の受理等
- (27) 法第90条第3項において準用する法第61条の規定による届出の受理等
- (28) 法第90条第3項において準用する法第62条の規定による届出の受理等
- (29) 法第90条第3項において準用する法第64条第1項の規定による届出の受理等
- (30) 法第90条第3項において準用する法第65条第1項の規定による届出の受理等
- (31) 法第92条第1項の規定による届出の受理等
- (32) 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理等
- (33) 法第94条第1項の規定による通知の受理等
- (34) 法第96条第1項の規定による届出の受理等
- (35) 法第97条第1項の規定による通知の受理等
- (36) 法第115条第2項の規定による届出の受理等
- (37) 法第118条において準用する法第33条の規定による届出の受理等
- (38) 法第119条第2項において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等
- (39) 法第120条において準用する法第32条の規定による届出の受理等
- (40) 法第120条において準用する法第33条の規定による届出の受理等
- (41) 法第120条において準用する法第115条第2項の規定による届出の受理等
- (42) 法第125条第1項の規定による許可の申請の受

<p>理等</p> <p>(43) <u>法第127条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(44) <u>法第133条において準用する法第64条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(45) <u>法第133条において準用する法第115条第2項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(46) <u>法第133条において準用する法第118条において準用する法第33条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(47) <u>法第133条において準用する法第119条第2項において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(48) <u>法第133条において準用する法第120条において準用する法第32条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(49) <u>法第133条において準用する法第120条において準用する法第33条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(50) <u>法第136条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(51) <u>法第139条第1項の規定による届出の受理等</u></p>	
<p>6の4 <u>栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>条例第5条第5項の規定による返付指定書の受理等</u></p> <p>(2) <u>条例第6条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(3) <u>条例第7条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(4) <u>条例第7条第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(5) <u>条例第8条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(6) <u>条例第9条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(7) <u>条例第13条第1項の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(8) <u>条例第14条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(9) <u>条例第18条の規定による報告の徴収</u></p>	<p><u>市町（第21号及び第23号に掲げる事務にあっては町を除く。）</u></p>

- (10) 条例第22条の規定による届出の受理
- (11) 条例第27条第8項において準用する条例第5条第5項の規定による返付指定書の受理等
- (12) 条例第28条第1項の規定による届出の受理等
- (13) 条例第29条において準用する条例第6条第3項の規定による届出の受理
- (14) 条例第29条において準用する条例第7条第1項の規定による届出の受理等
- (15) 条例第29条において準用する条例第7条第2項の規定による届出の受理
- (16) 条例第29条において準用する条例第8条の規定による届出の受理等
- (17) 条例第29条において準用する条例第9条の規定による届出の受理等
- (18) 条例第29条において準用する条例第14条第1項の規定による届出の受理等
- (19) 条例第29条において準用する条例第18条の規定による報告の徴収
- (20) 条例第37条の規定による届出の受理
- (21) 条例第38条第1項の規定による許可（一の市の区域内に存する県指定史跡名勝天然記念物に関する別に規則で定める行為に係るものに限る。）
- (22) 条例第38条第1項の規定による許可の申請の受理等（前号の許可に係るものを除く。）
- (23) 条例第38条第3項において準用する条例第13条第4項の規定による命令及び許可の取消し（第21号の許可に係るものに限る。）
- (24) 条例第39条において準用する条例第14条第1項の規定による届出の受理等
- (25) 条例第40条において準用する条例第6条第3項の規定による届出の受理
- (26) 条例第40条において準用する条例第7条第1項

<u>の規定による届出の受理等</u> <u>(27) 条例第40条において準用する条例第7条第2項の規定による届出の受理</u> <u>(28) 条例第40条において準用する条例第8条の規定による届出の受理等</u> <u>(29) 条例第40条において準用する条例第18条の規定による報告の徴収</u> <u>(30) 条例第40条の8において準用する条例第22条の規定による届出の受理</u>			
7 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第6条第1項の規定による届出の <u>受理等</u> (2)～(25) 略	略	7 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第6条第1項の規定による届出の <u>受理及び知事への送付</u> （以下「受理等」という。） (2)～(25) 略	略
8～42 略		8～42 略	

（栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 10 栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
1 略	1 略	
2 _____・3 _____ 略	<u>1の2・1の3</u> 略	
	2 <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第31条第3項（法第60条第4項（法第90条第3項において準用する場合を含む。））、第80条及び第</u>	市町

- 119条第2項（法第133条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び栃木県教育委員会への送付（以下「受理等」という。）
- (2) 法第32条（法第60条第4項（法第90条第3項において準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（法第133条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等
- (3) 法第33条（法第80条並びに第118条及び第120条（これらの規定を法第133条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等
- (4) 法第34条（法第80条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等
- (5) 法第43条第1項の規定による許可の申請の受理等
- (6) 法第43条の2第1項の規定による届出の受理等
- (7) 法第44条の規定による許可の申請の受理等
- (8) 法第46条第1項（法第83条において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理等
- (9) 法第53条第1項の規定による許可の申請の受理等
- (10) 法第61条（法第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等
- (11) 法第62条（法第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等
- (12) 法第64条第1項（法第90条第3項及び第133条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等
- (13) 法第65条第1項（法第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等
- (14) 法第73条の規定による届出の受理等
- (15) 法第81条第1項の規定による届出の受理等

	<p>(16) <u>法第82条の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(17) <u>法第84条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(18) <u>法第92条第1項（法第93条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等</u></p> <p>(19) <u>法第94条第1項の規定による通知の受理等</u></p> <p>(20) <u>法第96条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(21) <u>法第97条第1項の規定による通知の受理等</u></p> <p>(22) <u>法第115条第2項（法第120条及び第133条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等</u></p> <p>(23) <u>法第125条第1項の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(24) <u>法第127条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(25) <u>法第136条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(26) <u>法第139条第1項の規定による届出の受理等</u></p>	
	<p>3. <u>栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>条例第5条第5項（条例第27条第8項において準用する場合を含む。）の規定による返付指定書の受理等</u></p> <p>(2) <u>条例第6条第3項（条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</u></p> <p>(3) <u>条例第7条第1項（条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等</u></p> <p>(4) <u>条例第7条第2項（条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</u></p> <p>(5) <u>条例第8条（条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等</u></p> <p>(6) <u>条例第9条（条例第29条において準用する場合を</u></p>	<p><u>第1号から第12号まで及び第14号に掲げる事務にあつては市町、第13号及び第15号に掲げる事務にあつては市</u></p>

	<p>含む。)の規定による届出の受理等</p> <p>(7) <u>条例第13条第1項の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(8) <u>条例第14条第1項（条例第29条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等</u></p> <p>(9) <u>条例第18条（条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収</u></p> <p>(10) <u>条例第22条（条例第40条の8において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</u></p> <p>(11) <u>条例第28条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(12) <u>条例第37条の規定による届出の受理</u></p> <p>(13) <u>条例第38条第1項の規定による許可（一の市の区域内に存する県指定史跡名勝天然記念物に関する別に教育委員会規則で定める行為に係るものに限る。）</u></p> <p>(14) <u>条例第38条第1項の規定による許可の申請の受理等（前号の許可に係るものを除く。）</u></p> <p>(15) <u>条例第38条第3項において準用する条例第13条第4項の規定による命令及び許可の取消し（第13号の許可に係るものに限る。）</u></p>
--	---

(栃木県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

11 栃木県スポーツ推進審議会条例（平成23年栃木県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>知事</u> _____が任命する。</p> <p>(庶務)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>(庶務)</p>

第6条 審議会の庶務は、生活文化スポーツ部において処理する。

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第4号議案

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例の制定について

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例

(設置)

第1条 三叢山の豊かな自然と触れ合う機会の拡大を図るとともに、県民の多様な団体活動を支援することにより、生涯学習の振興に資するため、栃木県立みかも自然の家（以下「みかも自然の家」という。）を栃木市に設置する。

(職員)

第2条 みかも自然の家に、必要な職員を置く。

(休所日)

第3条 みかも自然の家の休所日は、教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第4条 みかも自然の家のうち、別表に掲げる施設（以下「有料施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第5条 教育委員会は、みかも自然の家の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その他みかも自然の家の管理上支障があるとき。

(許可の条件)

第6条 教育委員会は、第4条の許可をする場合においては、みかも自然の家の管理上必要な限度において条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 第4条の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、その許可に係る権利を譲渡し、又はその許可に係る有料施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、許可利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。

- (1) 第5条各号の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 第6条の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第4条の許可を受けたとき。

(4) その他この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

2 前項の規定に基づく処分により許可利用者に損失が生じて、県は、その補償の責任を負わない。

(遵守事項)

第9条 みかも自然の家の利用者は、その利用に当たっては、教育委員会規則で定める事項を守らなければならない。

(原状回復)

第10条 みかも自然の家の利用者は、みかも自然の家の利用を終了したとき（許可利用者にあつては、第8条第1項の規定により許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに利用に係る施設（附属設備及び備品を含む。第12条第1号において同じ。）を原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 教育委員会は、みかも自然の家の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりみかも自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条の規定は適用せず、第4条から第6条まで及び第8条の規定の適用については、第4条から第6条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条第1項中「教育委員会は」とあるのは「指定管理者は」と、同条第2項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」とする。

(業務の範囲)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) みかも自然の家の施設の維持管理に関すること。
- (2) 有料施設の利用の許可に関すること。
- (3) みかも自然の家の運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(利用料金)

第13条 許可利用者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について教育委員会の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

(利用料金の免除等)

第14条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

(教育委員会規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(供用開始)

2 みかも自然の家は、令和6年4月1日から利用に供するものとする。

(栃木県都市公園条例の一部改正)

- 3 栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前			
<p>(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等)</p> <p>第15条 第7条第2項及び第3項、第11条の2、第11条の3、第14条の2並びに第14条の3の規定にかかわらず、<u>栃木県総合運動公園北・中央エリア、栃木県総合運動公園東エリア及び栃木県立みかも自然の家</u>の管理について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <p>1～5 略</p> <p>6 栃木県みかも山公園</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 教養施設</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">施 設</td> <td style="width: 20%;">名</td> <td>栃木県立みかも自然の家</td> </tr> </table> <p>7～9 略</p>	施 設	名	栃木県立みかも自然の家	<p>(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等)</p> <p>第15条 第7条第2項及び第3項、第11条の2、第11条の3、第14条の2並びに第14条の3の規定にかかわらず、<u>栃木県総合運動公園北・中央エリア及び栃木県総合運動公園東エリア</u>の管理について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <p>1～5 略</p> <p>6 栃木県みかも山公園</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>7～9 略</p>
施 設	名	栃木県立みかも自然の家		

別表（第4条、第13条関係）

1 宿泊室

利 用 者 区 分	基 準 額（1人1泊につき）	
県内に居住する者	高 校 生 等 以 下	3,000円
	そ の 他 の 者	4,000円
県外に居住する者	高 校 生 等 以 下	4,000円
	そ の 他 の 者	5,000円

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 中学校生徒以下の者（義務教育を終了しない者をいう。以下同じ。）が学校教育活動等（県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動をいう。以下同じ。）としてみかも自然の家を利用する場合の当該者に係る宿泊室の利用料金は、無料とする。

2 研修室等

区 分	基 準 額				
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	超過時間（1 時間につき）	
大 研 修 室	10,800円	14,400円	10,800円	3,600円	
中 研 修 室	1	5,400円	7,200円	5,400円	1,800円
	2	5,400円	7,200円	5,400円	1,800円
体 育 館	7,200円	9,600円	7,200円	2,400円	
音 楽 室	3,600円	4,800円	3,600円	1,200円	

備考

- 「超過時間」とは、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 9 時までの時間以外の時間をいう。
- 学校教育活動等又は教育委員会が主催する事業としてみかも自然の家を利用する場合の研修室等の利用料金は、無料とする。

3 ファイアーサークル

施 設 区 分	基 準 額（1 回につき）
ファイアーサークル	6,000円

備考 学校教育活動等又は教育委員会が主催する事業としてみかも自然の家を利用する場合のファイアーサークルの利用料金は、無料とする。

4 キャンプサイト

施 設 区 分	基 準 額（1 区画 1 泊につき）
キャンプサイト	7,200円

備考 学校教育活動等としてみかも自然の家を利用する場合のキャンプサイト（中学校生徒以下の者のみが利用する区画に限る。）の利用料金は、無料とする。

第5号議案

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の55</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	

21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		

48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	

74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			

101	297, 100	345, 100					
102	297, 400	345, 500					
103	297, 800	345, 900					
104	298, 100	346, 300					
105	298, 300	346, 800					
106	298, 600	347, 200					
107	299, 000	347, 600					
108	299, 300	348, 000					
109	299, 500	348, 500					
110	299, 900	348, 900					
111	300, 300	349, 200					
112	300, 600	349, 500					
113	300, 800	350, 000					
114	301, 000						
115	301, 300						
116	301, 700						
117	301, 900						
118	302, 100						
119	302, 400						
120	302, 700						
121	303, 100						
122	303, 300						
123	303, 600						
124	303, 900						
125	304, 200						

再任職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第5条関係)

公安職給料表

職員区分	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	

18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200

45	251, 400	262, 900	277, 200	321, 100	382, 200	402, 500	427, 300	449, 100	476, 500
46	252, 500	264, 000	278, 600	323, 000	383, 900	403, 700	428, 000	449, 800	
47	253, 500	264, 900	279, 900	324, 900	385, 500	404, 800	428, 800	450, 300	
48	254, 300	266, 000	281, 300	326, 700	387, 200	406, 000	429, 600	450, 800	
49	255, 000	266, 800	283, 000	328, 100	388, 600	407, 300	430, 100	451, 300	
50	255, 900	267, 800	284, 700	329, 700	389, 600	408, 100	430, 500	451, 600	
51	257, 000	268, 800	286, 200	331, 100	390, 600	408, 900	430, 900	451, 900	
52	258, 000	269, 700	287, 600	332, 800	391, 600	409, 600	431, 200	452, 300	
53	258, 500	270, 700	289, 000	334, 300	392, 900	410, 100	431, 500	452, 700	
54	259, 700	271, 400	290, 600	336, 000	394, 000	410, 800	431, 900	452, 900	
55	260, 500	272, 400	292, 200	337, 600	395, 100	411, 500	432, 200	453, 200	
56	261, 600	273, 300	293, 700	339, 400	396, 300	412, 100	432, 500	453, 400	
57	262, 500	274, 300	295, 100	340, 300	397, 600	412, 800	432, 800	453, 800	
58	263, 300	275, 800	296, 700	342, 000	398, 400	413, 200	433, 100	454, 000	
59	264, 100	277, 000	298, 400	343, 600	399, 200	413, 800	433, 400	454, 200	
60	264, 900	278, 400	300, 000	345, 200	399, 900	414, 400	433, 700	454, 400	
61	265, 700	279, 900	301, 400	346, 800	400, 400	414, 800	434, 000	454, 800	
62	266, 300	281, 500	303, 000	348, 500	401, 100	415, 400	434, 300		
63	267, 100	282, 800	304, 600	350, 200	401, 800	415, 900	434, 600		
64	267, 700	284, 300	306, 100	351, 900	402, 500	416, 400	434, 900		
65	268, 800	285, 600	307, 400	353, 500	402, 800	416, 900	435, 200		
66	270, 000	286, 800	309, 100	355, 100	403, 500	417, 500	435, 500		
67	271, 000	288, 200	310, 500	356, 700	404, 200	417, 900	435, 800		
68	271, 900	289, 400	312, 200	358, 300	404, 800	418, 400	436, 100		
69	273, 000	290, 900	313, 600	359, 500	405, 200	418, 800	436, 300		
70	274, 400	292, 300	315, 000	360, 900	405, 700	419, 100	436, 600		

71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			

97	304,100	328,100	354,900	385,700
98	305,300	329,400	356,100	386,100
99	306,500	330,700	357,200	386,700
100	307,700	332,000	358,400	387,200
101	308,900	333,400	359,500	387,600
102	309,900	334,300	360,600	388,100
103	311,000	335,400	361,700	388,700
104	312,000	336,600	362,900	389,200
105	312,800	337,700	364,100	389,500
106	313,400	338,800	364,600	389,900
107	314,000	339,800	365,200	390,400
108	314,700	340,900	365,800	390,700
109	315,200	342,100	366,400	391,000
110	315,700	343,100	366,900	391,500
111	316,200	344,100	367,400	392,000
112	316,800	345,000	367,900	392,500
113	317,600	345,900	368,300	392,800
114	318,300	346,800	368,700	393,300
115	319,000	347,800	369,300	393,800
116	319,700	348,800	369,800	394,300
117	320,300	349,800	370,200	394,600
118	321,100	350,300	370,700	395,100
119	321,800	350,900	371,300	395,600
120	322,600	351,500	371,800	396,100
121	323,200	351,800	372,000	396,500
122	323,500	352,200	372,500	397,000
123	324,000	352,700	373,000	397,400

	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	378,700
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	381,400
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	383,800
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	386,400
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	388,600
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	391,000
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	393,400
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	395,800
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	398,300
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	400,800
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	403,400
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	405,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	408,100
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	410,500
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	413,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	415,400
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	417,300
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	419,600
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	421,700
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	423,900
21	181,800	247,400	328,900	370,000	425,900	

22	184,000	250,100	330,500	372,000	428,000
23	186,200	252,600	331,900	373,700	430,100
24	188,400	255,300	333,300	375,600	432,200
25	190,400	257,800	335,200	377,000	433,900
26	192,600	260,200	337,100	378,700	435,700
27	194,700	262,500	338,900	380,600	437,700
28	196,800	264,600	340,700	382,500	439,700
29	198,900	267,100	342,600	384,200	441,600
30	200,400	269,200	344,300	386,100	443,400
31	202,200	271,100	345,800	388,000	445,200
32	203,900	273,100	347,500	389,900	446,900
33	205,700	274,800	348,700	391,500	448,700
34	207,600	276,800	350,100	393,300	450,200
35	209,500	278,800	351,400	394,900	451,600
36	211,400	280,600	352,900	396,700	453,100
37	212,900	282,500	354,100	397,900	454,500
38	214,800	283,600	355,500	399,400	455,800
39	216,700	284,800	356,700	400,800	457,100
40	218,600	286,000	358,100	402,200	458,300
41	220,400	287,200	358,800	403,600	459,300
42	222,300	287,900	359,900	404,900	460,000
43	224,200	288,500	361,100	406,400	460,800
44	226,100	289,200	362,200	408,000	461,500
45	227,800	289,900	363,300	409,400	462,200
46	229,700	291,000	364,500	410,600	463,000
47	231,500	292,100	365,800	412,200	463,700
48	233,300	293,200	366,900	413,800	464,300

49	234,900	294,400	368,000	415,100	464,800
50	236,700	295,600	369,300	416,500	465,400
51	238,400	296,600	370,600	418,000	466,000
52	240,000	297,500	371,900	419,400	466,600
53	241,300	298,600	372,600	420,800	467,100
54	243,000	299,600	373,600	422,200	467,600
55	244,600	300,800	374,500	423,600	468,000
56	246,100	301,700	375,500	425,000	468,300
57	247,300	302,200	376,300	426,100	468,600
58	248,500	303,000	377,100	427,400	
59	249,400	304,000	377,800	428,800	
60	250,300	304,900	378,500	430,100	
61	251,300	305,800	379,100	430,900	
62	252,200	306,900	379,800	431,800	
63	253,100	308,000	380,700	432,800	
64	254,000	309,100	381,600	433,700	
65	254,900	309,900	382,200	434,600	
66	255,800	311,000	383,000	435,400	
67	256,600	311,900	383,800	436,000	
68	257,200	312,900	384,600	436,800	
69	258,000	313,900	385,200	437,200	
70	259,300	314,900	385,900	437,800	
71	260,600	316,000	386,600	438,300	
72	261,800	317,100	387,300	438,800	
73	263,100	317,600	388,000	439,300	
74	264,500	318,600	388,600		

75	265,700	319,700	389,200
76	266,700	320,800	389,900
77	267,700	321,900	390,600
78	268,800	322,900	391,200
79	270,000	323,800	391,800
80	270,900	324,700	392,400
81	272,100	325,800	393,000
82	273,300	326,600	393,600
83	274,500	327,300	394,200
84	275,500	328,100	394,800
85	276,600	328,600	395,300
86	277,600	329,100	395,800
87	278,700	329,600	396,300
88	279,700	330,100	397,000
89	280,500	330,400	397,400
90	281,700	330,900	
91	282,700	331,400	
92	283,900	331,900	
93	284,800	332,200	
94	285,800	332,600	
95	286,800	333,100	
96	287,800	333,600	
97	288,100	334,100	
98	289,000	334,600	
99	289,700	335,100	
100	290,600	335,600	

	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	374,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第4（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給	1	2	3	4
		級	級	級	級
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	号	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700

23	330, 500	400, 200	452, 600	517, 600
24	333, 800	401, 800	454, 900	519, 500
25	337, 300	403, 800	456, 900	521, 200
26	339, 800	406, 100	459, 200	523, 000
27	342, 400	408, 300	461, 400	524, 800
28	344, 700	410, 600	463, 700	526, 600
29	347, 100	412, 900	465, 800	528, 200
30	348, 900	415, 000	468, 100	530, 000
31	350, 700	417, 000	470, 400	531, 800
32	352, 700	419, 100	472, 600	533, 600
33	354, 900	421, 000	474, 600	535, 200
34	357, 200	422, 800	476, 700	537, 000
35	359, 300	424, 600	478, 800	538, 700
36	361, 600	426, 600	480, 900	540, 500
37	363, 700	428, 500	483, 000	542, 100
38	366, 100	430, 500	484, 800	543, 700
39	368, 300	432, 400	486, 600	545, 100
40	370, 300	434, 400	488, 400	546, 700
41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200
42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600
43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500

49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	

	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任 用職 員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 員 区 分	職 務 の 級 給	1	2	3	4	5	6	7
		級	級	級	級	級	級	級
		給料月額						
再 任 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	

24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500

50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		

77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	

	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員区分	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900	

8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100

34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	

61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	

87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	

113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			

140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					

	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和41年栃木県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3

片道の通勤距離		加算額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	1,070円
8	10	2,580
10	12	1,180
12	14	2,690
14	16	1,290
16	18	2,800
18	20	4,310
20	22	2,910
22	24	4,420
24	26	3,020
26	28	4,530
28	30	6,040
30	32	4,640
32	34	6,150
34	36	4,750
36	38	6,260
38	40	7,760
40	42	6,470
42	44	7,980
44	46	7,680
46	48	9,190
48	50	10,690
50	52	10,400
52	54	11,910
54	56	11,610
56	58	13,120
58	60	14,620
60	62	14,330
62	64	15,830

64	66	17,340
66	68	18,850
68	70	20,350
70	72	21,860
72	74	23,360
74	76	24,870
76	78	26,380
78	80	27,880
80		29,390

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の給与条例の適用除外等)	(職員の給与条例の適用除外等)
第9条 略 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 3 略	第9条 略 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 3 略

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
-----	------

	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下</p>

「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号	給	給	料	月	額
					円
1					398,000
2					456,000
3					516,000
4					596,000
5					693,000
6					791,000

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号	給	給	料	月	額
					円
1					332,000
2					367,000
3					394,000

3～6 略

(給与条例の適用除外等)

第6条 略

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号	給	給	料	月	額
					円
1					397,000
2					456,000
3					516,000
4					596,000
5					693,000
6					791,000

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号	給	給	料	月	額
					円
1					331,000
2					367,000
3					394,000

3～6 略

(給与条例の適用除外等)

第6条 略

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

第9条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は令和5年1月1日から、第2条、第5条、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第6条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第8条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例、第6条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第8条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第6号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当) 第4条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき <u>900円</u> を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。	(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当) 第4条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき <u>660円</u> を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第7号議案

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（<u>1月間の日数（栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数</u>）以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者）であつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3～17 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日_____</p> <p>_____</p> <p>_____以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者）であつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3～17 略</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例第12条第2項の規定は、令和5年1月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第8号議案

栃木県部設置条例等の一部改正について

栃木県部設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県部設置条例等の一部を改正する条例

(栃木県部設置条例の一部改正)

第1条 栃木県部設置条例（平成18年栃木県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">栃木県部局設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部<u>及び局</u>を置く。</p> <p>総合政策部 経営管理部 <u>生活文化スポーツ部</u></p> <p>保健福祉部 <u>環境森林部</u> 産業労働観光部 農政部 県土整備部 <u>危機管理防災局</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部<u>及び局</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p style="text-align: center;">栃木県部設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部_____を置く。</p> <p>総合政策部 経営管理部 <u>県民生活部</u> <u>環境森林部</u> 保健福祉部</p> <p>産業労働観光部 農政部 県土整備部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部_____の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(3) 生活文化スポーツ部

ア 略

イ 文化に関すること。

ウ スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

(4) 略

(5) 環境森林部

ア 環境の保全に関すること。

イ 森林及び林業に関すること。

(6)～(8) 略

(9) 危機管理防災局

ア 危機管理に関すること。

イ 消防及び防災に関すること。

附 則

1～20 略

(3) 県民生活部

ア 略

イ 防災その他県民の安全に関すること。

(4) 環境森林部

ア 環境の保全に関すること。

イ 森林及び林業に関すること。

(5) 略

(6)～(8) 略

附 則

1～20 略

(国体・障害者スポーツ大会局の設置)

21 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、国体・障害者スポーツ大会局を置く。

(国体・障害者スポーツ大会局の分掌事務)

22 国体・障害者スポーツ大会局の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第77回国民体育大会に関すること。

(2) 第22回全国障害者スポーツ大会に関すること。

(栃木県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 栃木県災害対策本部条例（昭和37年栃木県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第2条 略	第2条 略

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部員のうち1人を危機管理統括監として指名する。

2 危機管理統括監は、災害対策本部長及び災害対策副本部長を助け、災害対策本部の事務を掌理し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第4条・第5条 略

(庶務)

第6条 災害対策本部の庶務は、危機管理防災局において処理する。

第7条 略

第3条・第4条 略

(庶務)

第5条 災害対策本部の庶務は、県民生活部において処理する。

第6条 略

(栃木県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

第3条 栃木県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成17年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 略	第2条 略
第3条 <u>本部長は、本部員のうち1人を危機管理統括監として指名する。</u> 2 <u>危機管理統括監は、本部長及び副本部長を助け、国民保護対策本部の事務を掌理し、関係事務に関し必要な調整を行う。</u>	
第4条・第5条 略	第3条・第4条 略
(庶務)	(庶務)
第6条 国民保護対策本部の庶務は、 <u>危機管理防災局</u> において処理する。	第5条 国民保護対策本部の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。
第7条・第8条 略	第6条・第7条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(栃木県防災会議条例の一部改正)

- 2 栃木県防災会議条例（昭和37年栃木県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第5条 防災会議の庶務は、 <u>危機管理防災局</u> において処理する。	(庶務) 第5条 防災会議の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。

(栃木県交通安全対策会議条例の一部改正)

- 3 栃木県交通安全対策会議条例（昭和45年栃木県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第5条 会議の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 会議の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。

(栃木県国民保護協議会条例の一部改正)

- 4 栃木県国民保護協議会条例（平成17年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>危機管理防災局</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。

(栃木県いじめ再調査委員会条例の一部改正)

- 5 栃木県いじめ再調査委員会条例（平成26年栃木県条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 再調査委員会の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 再調査委員会の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。

第9号議案

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条関係）		別表第1（第2条、第3条関係）	
1～10の2 略		1～10の2 略	
10の3 栃木県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 条例第39条の7の規定による報告（ <u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第5号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われるものを除く。</u> ）の受理等	略	10の3 栃木県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 条例第39条の7の規定による報告_____	略
11～20 略		11～20 略	
20の2 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	町	20の2 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	<u>上三川町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町</u>

<p>20の3 栃木県小規模水道条例（昭和38年栃木県条例第30号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略</p>	<p>市町</p>	<p>20の3 栃木県小規模水道条例（昭和38年栃木県条例第30号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略</p>	<p>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町</p>
<p>21～31 略</p>		<p>21～31 略</p>	
<p>31の2 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。） (1)～(35) 略</p>	<p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、益子町、茂木町及び芳賀町</p>	<p>31の2 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。） (1)～(35) 略</p>	<p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、益子町_____及び芳賀町</p>
<p>31の3～42 略</p>		<p>31の3～42 略</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において

は、新条例別表第1の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

第10号議案

栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～464の4 略		1～464の4 略	
464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第	464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第

5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 略

5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 略

イ 共同住宅等の住宅部分に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 申請に係る住戸の数が1戸の場合 4,000円

(イ) 申請に係る住戸の数が1戸を超え5戸以内の場合 9,000円

(ウ) 申請に係る住戸の数が5戸を超え10戸以内の場合 15,000円

(エ) 申請に係る住戸の数が10戸を超え25戸以内の場合 25,000円

(オ) 申請に係る住戸の数が25戸を超え50戸以内の場合 43,000円

(カ) 申請に係る住戸の数が50戸を超え100戸以内の場合 77,000円

イ アに掲げる申請以外の申請

次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額

(ア)～(ウ) 略

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合
次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 略

(キ) 申請に係る住戸の数が100戸を超え200戸以内の場合 121,000円

(ク) 申請に係る住戸の数が200戸を超える場合 153,000円

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）

次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額

(ア)～(ウ) 略

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合
次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 略

イ 共同住宅等の住宅部分に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 申請に係る住戸の数が1戸の場合 33,000円

(イ) 申請に係る住戸の数が1戸を超え5戸以内の場合 66,000円

(ウ) 申請に係る住戸の数が5戸を超え10戸以内の場合

	<p style="text-align: center;"><u>イ アに掲げる申請以外の申請</u></p> <p style="text-align: center;">次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額 (ア)～(エ) 略</p> <p style="text-align: center;">2 略</p>		<p style="text-align: center;">合 93,000円</p> <p style="text-align: center;">(エ) 申請に係る住戸の数が10戸を超え25戸以内の場合 合 130,000円</p> <p style="text-align: center;">(ウ) 申請に係る住戸の数が25戸を超え50戸以内の場合 合 187,000円</p> <p style="text-align: center;">(カ) 申請に係る住戸の数が50戸を超え100戸以内の場合 合 268,000円</p> <p style="text-align: center;">(キ) 申請に係る住戸の数が100戸を超え200戸以内の場合 合 363,000円</p> <p style="text-align: center;">(ク) 申請に係る住戸の数が200戸を超える場合 476,000円</p> <p style="text-align: center;">ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額 (ア)～(エ) 略</p> <p style="text-align: center;">2 略</p>
<p>464の6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それ</p>	<p>464の6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それ</p>

それぞれに定める金額

(1) 当該計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ アに掲げる申請以外の申請

次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共用部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

それぞれに定める金額

(1) 当該計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ 共同住宅等の計画の認定を受けた住宅部分に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共用部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

- (ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
- (エ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 略

イ アに掲げる申請以外の申請

- 次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額
- (ア) 計画の認定を受けた住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額
- (イ) 計画の認定を受けた共用部分について、前項の

- (ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
- (エ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウに規定する金額
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 略

イ 共同住宅等の計画の認定を受けた住宅部分に係る申請 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

- ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額
- (ア) 計画の認定を受けた住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額
- (イ) 計画の認定を受けた共用部分について、前項の

	<p>右欄の<u>1の(2)のイの(イ)</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の<u>1の(2)のイの(ウ)</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の<u>1の(2)のイの(エ)</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(オ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の<u>1の(2)のイ</u>に規定する金額</p> <p>2 略</p>		<p>右欄の<u>1の(2)のウの(イ)</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の<u>1の(2)のウの(ウ)</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の<u>1の(2)のウの(エ)</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(オ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の<u>1の(2)のウ</u>に規定する金額</p> <p>2 略</p>
464の7～464の12 略		464の7～464の12 略	
<p>464の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p>	<p>464の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p>

(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 略

(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 略
イ 共同住宅等に係る申請
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(ア) 床面積（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指定するものをいう。）を用いる場合にあつては、共用部分の床面積を控除した面積。（イ）から

イ アに掲げる申請以外の申請

_____ 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 略

(イ) 共同住宅等の部分について、次の表の左欄に掲げる床面積（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。（2）のイの（イ）において同じ。）の合計に係る場合

(エ) まで及びウの（イ）並びに（2）のイ及びウの（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 略

(イ) 共同住宅等の部分について、次の表の左欄に掲げる床面積_____

_____の合計に係る場合

の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる金額

略

(ウ) 略

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合
次に掲げる申請の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額
ア 略

イ アに掲げる申請以外の申
請
次に掲げる金
額を合算した金額
(ア)～(エ) 略

2 略

の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる金額

略

(ウ) 略

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合
次に掲げる申請の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額
ア 略

イ 共同住宅等（性能基準を
用いるものに限る。）に係
る申請 次に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方
メートル未満の場合
63,000円

(イ) 床面積の合計が300平方
メートル以上2,000平方
メートル未満の場合
100,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平
方メートル以上5,000平方
メートル未満の場合
180,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平
方メートル以上の場合
250,000円

ウ 一の建築物全体に係る申
請（ア及びイに掲げる申請
を除く。） 次に掲げる金
額を合算した金額
(ア)～(エ) 略

2 略

464の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

- (1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア・イ 略

ウ ア及びイに掲げる申請以外の申請

次に掲げる金額を合算した金額

- (ア) 計画の認定を受けた住宅部分（イに係るものを

464の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

- (1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア・イ 略

ウ 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

エ 新たに追加する共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額

オ 一の建築物全体に係る申請（アからエまでに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

- (ア) 計画の認定を受けた住宅部分（イに係るものを

除く。)について、前項の右欄の1の(1)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

除く。)について、前項の右欄の1の(1)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウに規定する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

エ 新たに追加する共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額

ウ ア及びイに掲げる申請以外の申請

次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分（(イ)に係るものを除く。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、

オ 一の建築物全体に係る申請（アからエまでに掲げる申請を除く。）

次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分（(イ)に係るものを除く。）について、前項の右欄の1の(2)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(2)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のウの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、

	前項の右欄の <u>1の(2)のイ</u> に規定する金額		前項の右欄の <u>1の(2)のウ</u> に規定する金額
464の15～517 略 備考 略	2 略	464の15～517 略 備考 略	2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第11号議案

栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (1)

職員 の 区 分	職 務 の 級 給 号	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300	

13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
38	231,500	285,500	346,200	400,300	474,000
39	233,300	287,400	348,400	401,700	474,700
40	235,100	289,200	350,500	403,100	475,400

41	236,800	290,600	352,400	404,800	476,000
42	238,500	292,700	354,500	406,200	476,700
43	240,100	294,700	356,400	407,500	477,400
44	241,700	296,900	358,500	409,000	478,100
45	242,900	298,900	360,300	410,600	478,700
46	244,200	301,300	362,300	411,900	
47	245,500	303,500	364,200	413,400	
48	246,600	306,100	366,200	415,000	
49	247,900	308,300	367,800	416,700	
50	249,300	310,700	369,600	418,100	
51	250,500	313,000	371,500	419,700	
52	251,900	315,200	373,500	421,200	
53	253,000	317,300	375,300	422,900	
54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000	
56	256,500	322,300	380,600	427,600	
57	257,800	324,200	382,100	429,100	
58	258,500	326,300	383,700	430,600	
59	259,600	328,400	385,400	431,800	
60	260,600	330,400	387,100	433,000	
61	261,700	332,500	388,300	434,200	
62	262,600	334,600	389,700	435,500	
63	263,700	336,800	391,100	436,800	
64	264,500	339,000	392,400	438,000	
65	265,800	340,700	393,800	439,200	
66	267,200	342,900	395,000	440,400	
67	268,600	344,900	396,400	441,600	

68	270,200	347,100	397,800	442,800
69	271,500	348,900	399,100	444,000
70	272,800	350,800	400,400	445,200
71	274,100	352,800	401,800	446,400
72	275,400	354,800	403,100	447,600
73	276,400	356,400	404,400	448,700
74	277,600	358,300	405,800	449,300
75	278,900	360,100	407,200	449,800
76	279,900	362,000	408,500	450,300
77	280,800	363,800	409,700	450,800
78	281,800	365,500	410,900	451,400
79	282,800	367,200	412,200	451,900
80	283,800	368,800	413,600	452,400
81	284,900	370,300	414,900	452,900
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	

95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	

122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000
137	324,500	414,200
138	324,700	414,500
139	325,000	414,800
140	325,300	415,000
141	325,500	415,200
142	325,700	415,500
143	326,000	415,800
144	326,200	416,000
145	326,500	416,200
146	326,700	
147	327,000	
148	327,300	

	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (2)

職員区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600	

13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200

40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
42	237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
43	239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
44	240,700	273,200	356,400	378,300	452,700
45	242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
46	243,800	277,500	359,900	381,300	
47	245,100	279,600	361,200	382,900	
48	246,400	281,500	362,800	384,400	
49	247,500	283,800	364,000	385,800	
50	248,800	285,500	365,500	387,300	
51	250,200	287,400	367,100	388,800	
52	251,300	289,200	368,700	390,200	
53	252,400	290,600	370,100	391,400	
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	
59	259,100	303,500	378,900	398,700	
60	260,100	306,100	380,200	400,000	
61	261,300	308,300	381,100	401,200	
62	262,000	310,700	382,300	402,200	
63	262,900	313,000	383,500	403,600	
64	263,500	315,200	384,600	404,900	
65	264,500	317,300	385,500	406,100	
66	265,900	319,100	386,700	407,200	

67	267,000	320,700	387,700	408,400
68	268,300	322,300	388,800	409,500
69	269,800	324,200	390,000	410,500
70	271,300	326,300	391,000	411,700
71	272,600	328,400	392,100	412,900
72	274,000	330,400	393,300	414,100
73	274,800	332,500	394,300	414,700
74	275,800	334,600	395,400	415,500
75	277,000	336,800	396,500	416,200
76	278,000	339,000	397,600	416,700
77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800
80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300

94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		

121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200
135		399,500
136		399,800
137		400,100
138		400,400
139		400,700
140		401,000
141		401,300
142		401,600
143		401,900
144		402,200
145		402,400
146		402,700
147		403,000
148		403,200

	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の栃木県公立学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(教育委員会規則への委任)
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

第12号議案

栃木県個人情報保護条例の廃止等について

栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例

(栃木県個人情報保護条例の廃止)

第1条 栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)は、廃止する。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第2条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第3条 県が徴収する手数料は、別表第1の<u>8の7の項から8の9の項まで、8の11の項、8の12の項</u>、55の2の項から55の4の項まで、125の項、126の項、303の項、328の項から331の項まで、375の項、376の2の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～8の6 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">8の7 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第1項の規定に基づく保有個人情報</u>が記録された文書若しくは図画(以下この項において「対象文書等」という。)の写</td> <td style="vertical-align: top;">1 <u>対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の片面に白黒で複写し、又は出力したものの交付用紙1枚につき10円</u> 2 <u>対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の両面に白黒で複写</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	1～8の6 略		8の7 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第1項の規定に基づく保有個人情報</u> が記録された文書若しくは図画(以下この項において「対象文書等」という。)の写	1 <u>対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の片面に白黒で複写し、又は出力したものの交付用紙1枚につき10円</u> 2 <u>対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の両面に白黒で複写</u>	<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第3条 県が徴収する手数料は、別表第1の<u>8の8の項、8の9の項</u>、55の2の項から55の4の項まで、125の項、126の項、303の項、328の項から331の項まで、375の項、376の2の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～8の6 略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	1～8の6 略	
事 務	金 額										
1～8の6 略											
8の7 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第1項の規定に基づく保有個人情報</u> が記録された文書若しくは図画(以下この項において「対象文書等」という。)の写	1 <u>対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の片面に白黒で複写し、又は出力したものの交付用紙1枚につき10円</u> 2 <u>対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の両面に白黒で複写</u>										
事 務	金 額										
1～8の6 略											

<p>し若しくは保有個人情報^が記録された電磁的記録（以下この項において「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を記載した書面又は対象電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付</p>	<p>し、又は出力したものの交付 用紙1枚につき20円</p> <p>3 対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の片面にカラーで複写し、又は出力したものの交付 用紙1枚につき80円</p> <p>4 対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の両面にカラーで複写し、又は出力したものの交付 用紙1枚につき160円</p> <p>5 対象電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円</p>
<p>8の8 個人情報の保護に関する法律第115条の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結</p>	<p>21,000円に次に定める金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>1 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</p> <p>2 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う金額（当該委託をする場合に限る。）</p>
<p>8の9 個人情報の保護に関する法律第118条第2項において準用する同法第115条の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結</p>	<p>次に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 2に掲げる者以外の者 個人情報の保護に関する法律第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が同法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の金額と同一の</p>

	金額 2 <u>個人情報保護に関する法律第115条（同法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者</u> 12,600円	
8の10～8の12 略		8の7～8の9 略
9～517 略		9～517 略
備考 略		備考 略

（栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第3条 栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定める申請書に次に掲げる書類を添付して、知事等の指定する期間内に、これを提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 指定の申請に係る公の施設の管理の業務に関し知り得た個人情報（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。次条及び第6条において同じ。）の適正な取扱いを確保するために講ずべき措置について定めた書類</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定める申請書に次に掲げる書類を添付して、知事等の指定する期間内に、これを提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 指定の申請に係る公の施設の管理の業務に関し知り得た個人情報（<u>栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第2条第2項</u>に規定する個人情報をいう。次条及び第6条において同じ。）の適正な取扱いを確保するために講ずべき措置について定めた書類</p> <p>(5)～(7) 略</p>

（栃木県行政不服審査会条例の一部改正）

第4条 栃木県行政不服審査会条例（平成28年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事</p>

において準用する同条第1項の規定により諮問された事件に係る調査審議の
手続については、法第81条第3項において準用する法第5章第1節第
2款の規定にかかわらず、この章の定めるところによる。

(定義)

第11条 この章において「諮問庁」とは、情報公開条例第19条第1項の規
定により諮問をした情報公開実施機関及び個人情報保護法第105条第3
項において準用する同条第1項の規定により諮問をした個人情報保護実
施機関（議会を除く。）をいう。

2 略

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項
第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正
決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条
第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第12条 略

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開条例第19条
第1項又は個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項
の規定により諮問された事件に関し、審査請求人、参加人（法第13条第
4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請
求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認め
る者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要
な調査をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(栃木県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による廃止前の栃木県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第2条第1項に規定する
実施機関（以下「旧条例実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧条例実施機関の職員であった者に係る旧個人情報保
護条例第11条の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧条例個人情報」という。）の内容をみだ
りに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

の規定により諮問された事件に係る調査審議
の手続については、法第81条第3項において準用する法第5章第1節第
2款の規定にかかわらず、この章の定めるところによる。

(定義)

第11条 この章において「諮問庁」とは、情報公開条例第19条第2項又は
個人情報保護条例第41条第2項に規定する諮問庁

をいう。

2 略

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護条例第20条第1
項、第31条第1項又は第39条第1項 _____に規定する開示決定等、訂正
決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第2
条第5項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第12条 略

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開条例第19条
第1項又は個人情報保護条例第41条第1項 _____
の規定により諮問された事件に関し、審査請求人、参加人（法第13条第
4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請
求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認め
る者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要
な調査をすることができる。

- 3 この条例の施行前において旧個人情報保護条例第12条第2項の委託を受けた旧条例個人情報を取り扱う事務に従事していた者又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う県の公の施設の管理の事務に従事していた者に係る旧個人情報保護条例第12条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による当該事務に関して知り得た旧条例個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧個人情報保護条例第13条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第2項又は第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧条例実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（指定管理者が県の公の施設の管理の事務に関して知り得た旧条例個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物を含む。）又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第2項又は第3項に規定する者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧条例実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第2条第5項に規定する保有個人情報（指定管理者が行う県の公の施設の管理の事務に従事していた者が当該管理の事務に関して知り得た旧条例個人情報を含む。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（栃木県行政不服審査会条例の一部改正に伴う経過措置）
- 8 この条例の施行前に旧個人情報保護条例第41条第1項の規定により栃木県行政不服審査会に諮問された事件及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後に同条第1項の規定により栃木県行政不服審査会に諮問された事件に係る調査審議の手続については、なお従前の例による。

第13号議案

栃木県収用委員会委員及び予備委員の任命同意について

栃木県収用委員会委員及び予備委員として、次の者の任命について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定により議会の同意を求めらる。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

委員 横堀 太郎

黒田 葉子

予備委員 入野 祐子

第14号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき、令和5年度中に当せん金付証票（全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじ）を次のとおり発売するものとする。

令和4年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

発売総額 18,000,000,000円以内

第15号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき、令和5年度中に当せん金付証票（地域医療等振興自治宝くじ）を次のとおり発売するものとする。

令和4年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

発売総額 10,500,000,000円以内

第16号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和4年度栃木県議会第387回通常会議において、第10号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
県営林道事業費	佐野市	円	円	円 4,500,000	円 2,244,600
	鹿沼市	126,761,000	31,685,868	130,761,000	32,922,668

第17号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 那須塩原市黒磯
- 2 工 事 名 主要地方道西那須野那須線那珂川橋（仮称）鋼橋上部工建設工事
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,788,600,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 大田原市下石上1780番地

川田・巴・古河特定建設工事共同企業体

代表者 川田工業株式会社栃木営業所 所長 高 橋 剛

第18号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 矢板市片岡
- 2 工 事 名 3・4・8号片岡西通り函渠建設工事
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 921,360,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 矢板市本町12番6号

浜屋・東昭・船生特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社浜屋組 代表取締役社長 岩 見 高 士

第19号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第2号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和4年11月30日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を2,151,688,000円とする。

第20号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第5号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校体育館新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和4年11月30日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を1,643,741,000円とする。

第21号議案

県道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

整理番号	旧新別	路線名	起	重要な経過地	備考
			終		
309	旧	栃木環状線	栃木市平柳町		
			栃木市大平町川連		
	新	栃木環状線	栃木市樋ノ口町		
			栃木市大平町川連		

第22号議案

栃木県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する同意について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定により、栃木県道路公社から、別冊のとおり有料道路事業を変更することについて同意を求められたので、これに同意するものとし、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第23号議案

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期目標を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期目標を別冊のとおり定めるため、同条第3項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

報告第1号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日

栃木県知事 福田 富一

- | | | |
|----|----------|-------------------|
| 1 | 専決処分第31号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 2 | 専決処分第32号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 3 | 専決処分第33号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 4 | 専決処分第34号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 5 | 専決処分第35号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 6 | 専決処分第36号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 7 | 専決処分第37号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 8 | 専決処分第38号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 9 | 専決処分第39号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 10 | 専決処分第40号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 11 | 専決処分第41号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

- 12 専決処分第42号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 13 専決処分第43号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 14 専決処分第44号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 15 専決処分第45号 工事請負契約の変更について
- 16 専決処分第46号 工事請負契約の変更について
- 17 専決処分第47号 工事請負契約の変更について
- 18 専決処分第48号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 19 専決処分第49号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決処分第45号

工事請負契約の変更について

令和3年度栃木県議会第380回通常会議において、第16号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立宇都宮産業展示館内外部改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を782,672,000円とする。

令和4年10月25日

栃木県知事 福田 富一

専決処分第46号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第3号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築電気設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を576,367,000円とする。

令和4年10月25日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第47号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第388回臨時会議において、第4号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立足利高等学校新校校舎ほか新築機械設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を747,659,000円とする。

令和4年10月25日

栃木県知事 福田 富一